

第1回御前崎市上下水道料金等審議会

説明資料

令和3年4月23日

市民生活部 上下水道課

令和3年度 御前崎市上下水道料金等審議会委員名簿

名称	氏 名	選出区分	備 考
委員	佐藤 克昭	学識経験者	佐藤経済研究所所長 浜松学院大学元教授
委員	大須賀 壮人	学識経験者	会計士
委員	渥美 昌裕	市民（市議会議員代表）	文教厚生委員会委員長
委員	植田 浩之	市民（市議会議員代表）	文教厚生委員会副委員長
委員	漢人 隆弥	市民（町内会）	町内会長連合会代表 （浜岡地区）
委員	松林 篤生	市民（町内会）	町内会長連合会代表 （御前崎地区）
委員	細川 悦男	市民（企業代表）	綜研化学(株)容器管理グループ長
委員	植田 忠宏	市民（企業代表）	(株)木村鑄造所御前崎工場副工場長
委員	松林 政仁	市民（団体代表）	商工会代表（事務局長）
委員	鈴木 しづ子	市民（団体代表）	消費者グループ代表
委員	朝比奈 努	市民（個人代表）	一般
委員	中山 琴乃	市民（個人代表）	一般
委員	澤入 澄子	市民（個人代表）	一般
14			
15			

○御前崎市上下水道料金等審議会条例

(一年一月一日条例第一号)

(設置)

第1条 御前崎市の水道料金、下水道使用料等の適正化を図るため、御前崎市上下水道料金等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 水道料金及び下水道使用料に関すること。
- (2) 水道の加入金並びに下水道の受益者負担金及び分担金に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 水道使用者及び下水道使用者
- (3) 公共的団体の役職員

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道事業担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

審議会開催日程等(案)

時 期	内 容	備 考
4月23日	第1回審議会 ○委嘱状交付、御前崎市上水道事業・下水道事業の現状と経営状況について	
5月中旬	第2回審議会 ○上下水道事業の事業計画・財政計画 ○料金算定方法の検討	
6月初旬	第3回審議会 ○上下水道料金改定について (改定金額・従量制及び期間の検討)	
6月下旬	第4回審議会 ○上下水道料金改定について (改定金額・従量制及び期間の検討)	
7月中旬	第5回審議会 ○答申内容の検討	
8月初旬	第6回審議会 ○答申内容の確認 ○市長への答申	
9月	市議会へ条例改定案上程	
R3.10月 ～R4.3月	市民への周知(広報誌、ホームページ、上下水道使用者へ通知)	
R4.4月	新料金スタート	

御 水 第 号
令和 3 年 4 月 23 日

御前崎市上下水道料金等審議会会長 様

御前崎市長 柳澤 重夫

諮 問 書

御前崎市上下水道料金等審議会条例 第 2 条に基づき、下記事項について意見を伺います。

記

諮問事項 水道料金及び下水道使用料の改定について

諮問理由

本市の水道料金は、平成 16 年の合併時に市民の負担を軽減するため、料金設定の低い旧浜岡町の水道料金を採用し、以降料金改定は行っておりません。

そのため給水原価が供給単価を上回る料金となっており、毎年 2 億円程度の赤字を一般会計から補填し、また、下水道事業においても毎年 6 億円程度を一般会計から繰り入れ管理運営を行っております。

しかし、このような経営状況は、公営企業の原則である独立採算制がとれておらず不健全な状態であり、今後、施設・管路の老朽化に伴う更新需要の増大、人口減少等に伴う料金収入の減少等により、財政状況は厳しさを増していくと予測されます。

このような状況の中、水道事業は公営企業会計の原則に戻り事業収益による運営ができるよう、また、下水道事業についても経営の健全化が図られるよう、水道料金、下水道使用料の料金改定をすべきものと判断しましたので、このことについて審議会の意見を伺いたい。

御前崎市上水道事業について

市民生活部 上下水道課
(上水道事業)

上水道事業について

1 経過

御前崎市の上水道事業は、平成16年に旧御前崎町と旧浜岡町の合併に伴い、水道法第6条により新たな水道事業を創設しました。

平成17年度には、御前崎市上水道事業基本計画(H30年度見直し)を策定し、中長期的な計画の元に事業を運営しています。

上水道事業の歴史は、旧浜岡町が昭和40年、旧御前崎町が昭和45年に給水を開始しました。旧浜岡町は、創設当時から昭和40年代後半までは自己水源で対応していましたが、事業区域の拡張に伴い安定供給ができなくなり、昭和60年代前半まで静岡県企業局の榛南水道から受水し、それ以後大井川広域水道事業の設立により大井川広域水道から受水しています。自己水源は維持管理費が増大してきたため、平成19年度に停止しました。旧御前崎町は地勢的に自己水源に恵まれていなかったため、創設当初から静岡県企業局の榛南水道を受水し、その後平成3年に大井川広域水道からも併せて受水するようになりました。

現在は、榛南水道と大井川広域水道からの浄水を100%受水し、断水することなく安心・安全な給水を行っています。

1) 水道事業の沿革

①旧浜岡町上水道事業

項目	許可年月	目標年次	計画給水人口(人)	計画1人1日最大給水量(ℓ)	計画1日最大給水量(m ³)
創設	S39.2	S55	11,000	175	1,930
第1次計画変更事業	S41.2	S55	12,700	173	2,200
第2次計画変更事業	S42.3	S55	17,300	168.3	2,912
第1期拡張事業	S46.3	S50	18,000	278	5,000
第2期拡張事業	S47.3	S57	18,000	444	8,000
第3期拡張事業	S48.6	S55	19,800	404	8,000
第4期拡張事業	S58.10	H2	24,250	510	12,300
第5期拡張事業	H15.3	H25	27,500	589	16,200

②旧御前崎町上水道事業

項目	許可年月	目標年次	計画給水人口(人)	計画1人1日最大給水量(ℓ)	計画1日最大給水量(m ³)
創設	S42.3	S55	11,500	652	7,500
第1次計画変更事業	S63.3	H12	13,000	654	8,500

③御前崎市上水道事業

項目	許可年月	目標年次	計画給水人口(人)	計画1人1日最大給水量(ℓ)	計画1日最大給水量(m ³)
創設	H16.4	H25	40,500	610	24,700
第1次計画	H26.3	H35	35,700	521	18,600

2 給水区域内人口

御前崎市上水道事業の給水区域は、菊川市及び牧之原市の一部も含んでいます。

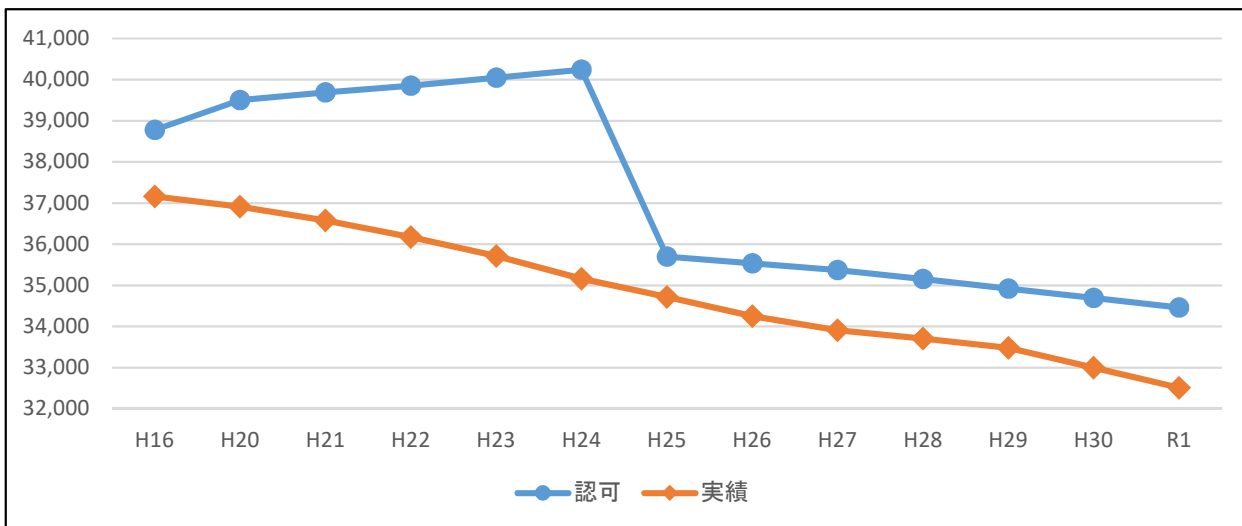
給水区域内人口(人) (R2.3.31)

御前崎市	菊川市	牧之原市	合計
32,028	29	452	32,509

3 近年の水需要状況

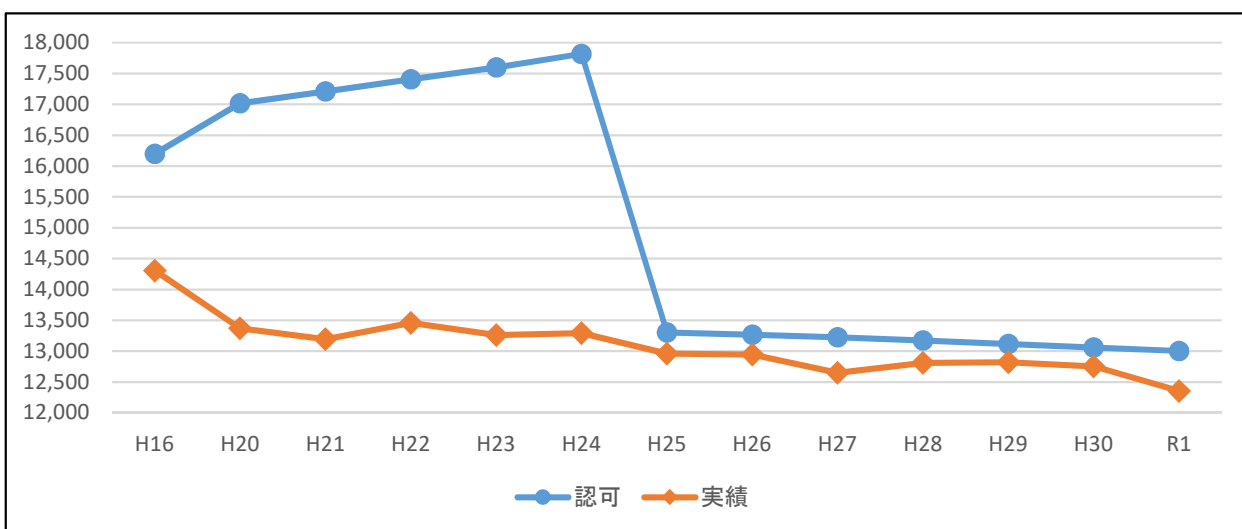
1) 給水人口(人)

年度	H16	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
認可	38,780	39,500	39,690	39,850	40,050	40,240	35,700	35,530	35,370	35,150	34,920	34,690	34,460
実績	37,161	36,915	36,573	36,175	35,716	35,162	34,715	34,248	33,911	33,703	33,477	33,000	32,509



2) 有収水量(m³/日)

年度	H16	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
認可	16,198	17,018	17,208	17,408	17,598	17,818	13,305	13,264	13,225	13,171	13,116	13,060	13,004
実績	14,306	13,369	13,195	13,459	13,262	13,291	12,958	12,946	12,649	12,810	12,821	12,753	12,355



4 水道料金及び体系

水道料金は、平成16年の水道事業統合と同時に安価な旧浜岡町の料金を採用し、市の一般会計から補助金を受け、赤字にならないよう調整をしています。

単位：円(税込み)

口径(mm)	1箇月当たり		超過料金 1m ³ 当たり	加入金
	基本水量(m ³)	基本料金		
13	10	990	143.0	44,000
20	10	1,045	148.5	55,000
25	10	1,045	148.5	66,000
30	10	1,100	154.0	88,000
40	10	1,100	154.0	132,000
50	10	1,155	159.5	220,000
75	10	1,155	159.5	440,000
100	10	1,210	165.0	660,000
150	10	1,265	170.5	1,100,000
200	10	1,265	170.5	1,430,000
船舶給水	0	0	242.0	0
臨時	0	0	170.5	当該口径別 加入金の1/2

5 近隣市の水道料金

市名	口径	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)	20m ³ 使用時の 水道料金(円)	水源	備考
御前崎市	φ13 φ20	10	990	2,420	受水	φ13
			1,045	2,530		φ20
菊川市	φ13 φ20	8	1,257	3,645	受水・自己水	
牧之原市		10	1,760	3,685	受水	
掛川市		8	1,100	3,299	受水・自己水	

6 経営状況

1) 収益的収支

各家庭に安全で安心な水を届けるために必要なものを収支として表したもので、主な財源は水道料金及び市の一般会計からの補助金で賄われています。

その水道料金収入は平成16年度で6億6,986万円でしたが、人口減少に伴う給水人口の減少等により、令和元年度では5億8,327万円と年々減少傾向にあります。

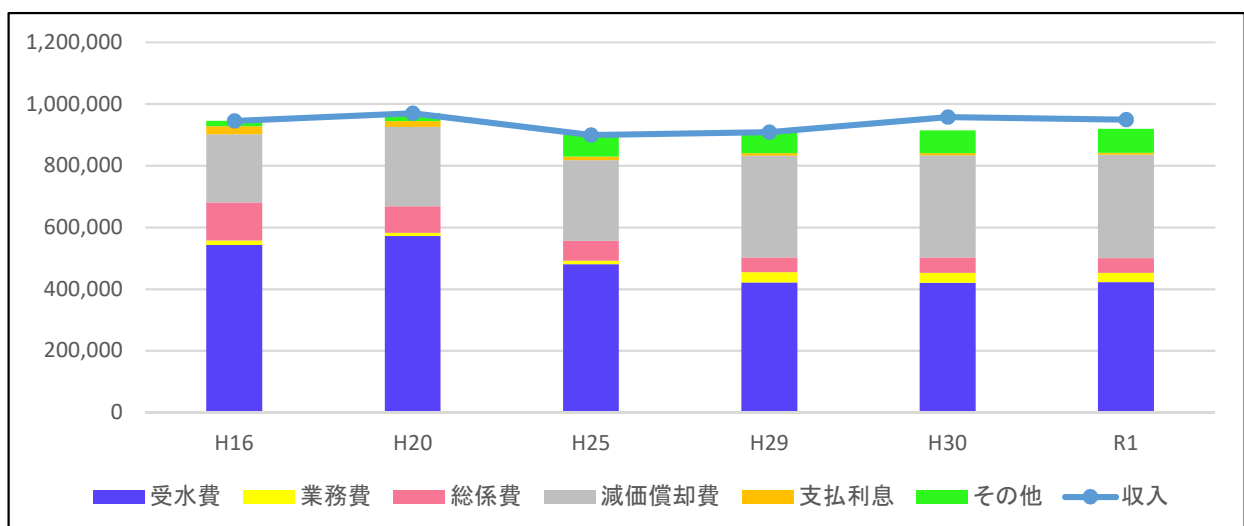
また、補助金については平成16年度で2億5,515万円、平成20年度3億2,752万円、令和元年度2億3,268万円と毎年3億円前後の補助金を一般会計より繰り入れて運営しています。

一方支出は、日常の給水サービスを維持するために必要な経費で人件費、動力費、受水費、減価償却費、支払利息等により構成していますが、この内「大井川広域水道」と「榛南水道」の受水費が50%近くを占めています。しかしながら、「大井川広域水道」、「榛南水道」とは受水契約があり、御前崎市の受水量が少なくても受水契約水量分の基本料金を支払う必要があり、受水費は水需要と比例して減少していかない状況です。

このような、一般会計からの繰入金に依存した現状の経営は適正な経営とは言えません。このままの経営を続けていくと一般会計及び水道事業会計を圧迫し、安心安全な水を持続して供給することが困難になってくるため、早急に料金の見直しを検討する必要があります。

単位：千円(税抜き)

		H16	H20	H25	H29	H30	R1
収 入	水道料金	669,860	623,215	607,600	604,814	601,949	583,273
	補助金	255,127	327,520	280,000	174,764	235,298	232,682
	その他	20,331	19,791	11,858	129,560	120,205	133,222
	合計	945,318	970,526	899,458	909,138	957,452	949,177
支 出	受水費	542,336	571,968	480,933	421,871	420,813	422,325
	業務費	15,326	10,521	10,504	33,129	31,208	30,549
	総係費	123,199	86,370	64,794	47,828	50,356	47,473
	減価償却費	220,984	257,303	261,485	329,146	331,209	335,422
	支払利息	25,663	18,448	11,754	8,216	6,743	5,478
	その他	17,810	25,916	72,056	68,948	73,900	78,198
	合計	945,318	970,526	901,526	909,138	914,229	919,445
収 支	0	0	△ 2,068	0	43,223	29,732	



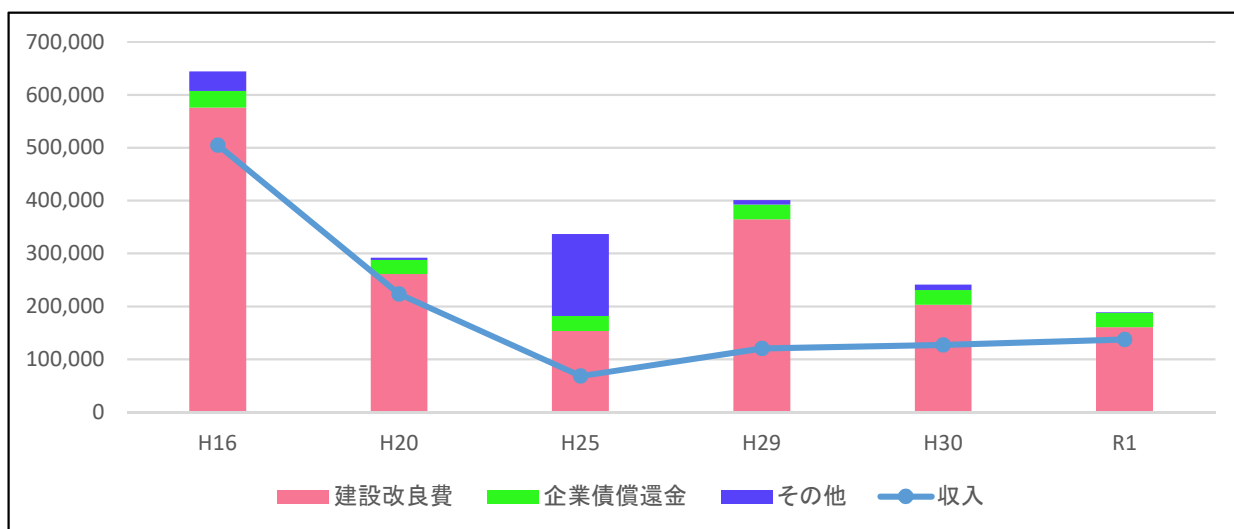
2) 資本的収支

将来にわたって、安定した水を送り続けるために必要な施設などを整備するための収支であり、主な財源は、借入金や市出資金、国庫補助金等で賄われています。また、収支は水道施設の整備や、借入金の元金返済が主なものとなります。一般的に資本的収支は赤字となり、その不足額は内部留保資金と呼ばれる収益的収支で蓄積された純利益などを財源として補てんしています。

安定した水を送り続けるためには、老朽化した施設を定期的に更新したり、災害にも強い施設を整備していかなければなりません。そのため、収益的収支の状況をみながら計画的な施設の更新を行っています。

単位：千円(税抜き)

		H16	H20	H25	H29	H30	R1
収 入	市出資金	260,000	100,000	0	0	0	0
	国県補助金	200,000	108,000	14,729	11,310	18,930	0
	区域外設置補助金	2,493	0	0	0	0	0
	企業債	0	0	48,000	80,000	80,000	120,000
	その他	42,657	15,254	5,510	29,049	28,309	17,615
	合計	505,150	223,254	68,239	120,359	127,239	137,615
支 出	建設改良費	575,926	261,201	153,364	364,259	203,017	160,529
	企業債償還金	30,971	26,286	28,249	28,311	27,632	27,191
	その他	36,939	4,281	154,713	8,070	10,328	1,399
	合計	643,836	291,768	336,326	400,640	240,977	189,119
収 支		△ 138,686	△ 68,514	△ 268,087	△ 280,281	△ 113,738	△ 51,504



7 施設概要

1) 配水池一覧

配水池名	名称	配水ブロック	容量(m ³)	備考
御前崎	低区	港	1,500	PC (H7)
	高区	御前崎東部	1,800	RC (S48)
			1,200	RC (S44)
朝比奈	加圧	朝比奈・新野原	1,500	PC (S58)
	高架水槽	新野・朝比奈	200	PC(脚RC) S52
新野			2,000	PC (H16)
大兼	高区	佐倉中部	3,000	PC (S60)
	低区	御前崎西部 佐倉・比木 池新田	5,000	PC (S51)
高松		高松	1,000	SUS (H17)
合計			17,200	

2) 飲料水兼用耐震性貯水槽

設置場所	地区名	海拔(m)	容量(m ³)	備考
市役所駐車場	池新田	9	100	H6
御前崎病院駐車場	池新田	31	100	H9
高松公民館	高松	37	60	H9
浜岡東小学校	佐倉	25	100	H8
比木雇用促進駐車場	比木	20	60	H10
北こども園駐車場	朝比奈	28	60	H7
高源寺駐車場	新野	22	60	H8
給食センター駐車場	白羽	36	100	H18
御前崎支所駐車場	薄原	41	100	H18
御前崎小学校駐車場	大山	49	100	H18

浜岡町水道事業
水道料金

口径	基本水量	基本料金	超過料金
13	10m ³	900	130
20	10m ³	950	135
25	10m ³	950	135
30	10m ³	1000	140
40	10m ³	1000	140
50	10m ³	1050	145
75	10m ³	1050	145
100	10m ³	1100	150
125	10m ³	1100	150
150	10m ³	1150	155
200	10m ³	1150	155
臨時	0m ³	1150	155

御前崎町水道事業
水道料金

口径	基本水量	基本料金	超過料金	
			超過区分	金額
13	10m ³	1500	11m ³ から150m ³ まで	180
			151m ³ 以上	183
20	10m ³	1500	11m ³ から200m ³ まで	180
			201m ³ 以上	183
25	10m ³	1500	11m ³ から400m ³ まで	180
			401m ³ 以上	183
30	10m ³	1500	11m ³ から500m ³ まで	180
			501m ³ 以上	183
40	10m ³	1500	11m ³ から1000m ³ まで	180
			1001m ³ 以上	183
50	10m ³	1500	11m ³ から1500m ³ まで	180
			1501m ³ 以上	183
75	10m ³	1500	11m ³ から1500m ³ まで	180
			1501m ³ 以上	183
100	10m ³	1500	11m ³ から1500m ³ まで	180
			1501m ³ 以上	183
125				
150				
200				
臨時				220
船舶				220



平成16年4月1日市町村合併時に水道事業も統合
料金は、安価な浜岡町を採用
※合併時基本的考え方：サービスは高い方、負担は低い方を採用する。

御前崎市水道事業
水道料金

口径	基本水量	基本水量	基本料金	超過料金
13	10m ³	10m ³	900	130
20	10m ³	10m ³	950	135
25	10m ³	10m ³	950	135
30	10m ³	10m ³	1000	140
40	10m ³	10m ³	1000	140
50	10m ³	10m ³	1050	145
75	10m ³	10m ³	1050	145
100	10m ³	10m ³	1100	150
125	10m ³	10m ³	1100	150
150	10m ³	10m ³	1150	155
200	10m ³	10m ³	1150	155
臨時				155
船舶				220

各表とも消費税抜きで表示してあります。
旧浜岡町料金を採用し、浜岡町にはなかった船舶について旧御前崎町料金をそのまま採用
臨時については、基本料金を廃止した

県内各市町の水量別料金比較表（1月当たり） R2.3月末

単位：円（税込）

番号	事業主体名	10m ³ 使用
1	沼津市	460
2	小山町	500
3	長泉町	570
4	焼津市	748
5	富士宮市	825
6	三島市	940
7	富士市	979
8	西伊豆町	990
9	裾野市	990
10	御前崎市	990
11	伊豆の国市	1,023
12	伊東市	1,037
13	袋井市	1,042
14	御殿場市	1,045
15	函南町	1,045
16	藤枝市	1,056
17	吉田町	1,080
18	浜松市	1,100
19	下田市	1,166
20	森町	1,188
21	河津町	1,210
22	松崎町	1,212
23	熱海市	1,255
24	島田市	1,257
25	磐田市	1,339
26	湖西市	1,375
27	静岡市	1,430
28	東伊豆町	1,430
29	掛川市	1,466
30	伊豆市	1,625
31	南伊豆町	1,650
32	菊川市	1,655
33	牧之原市	1,760

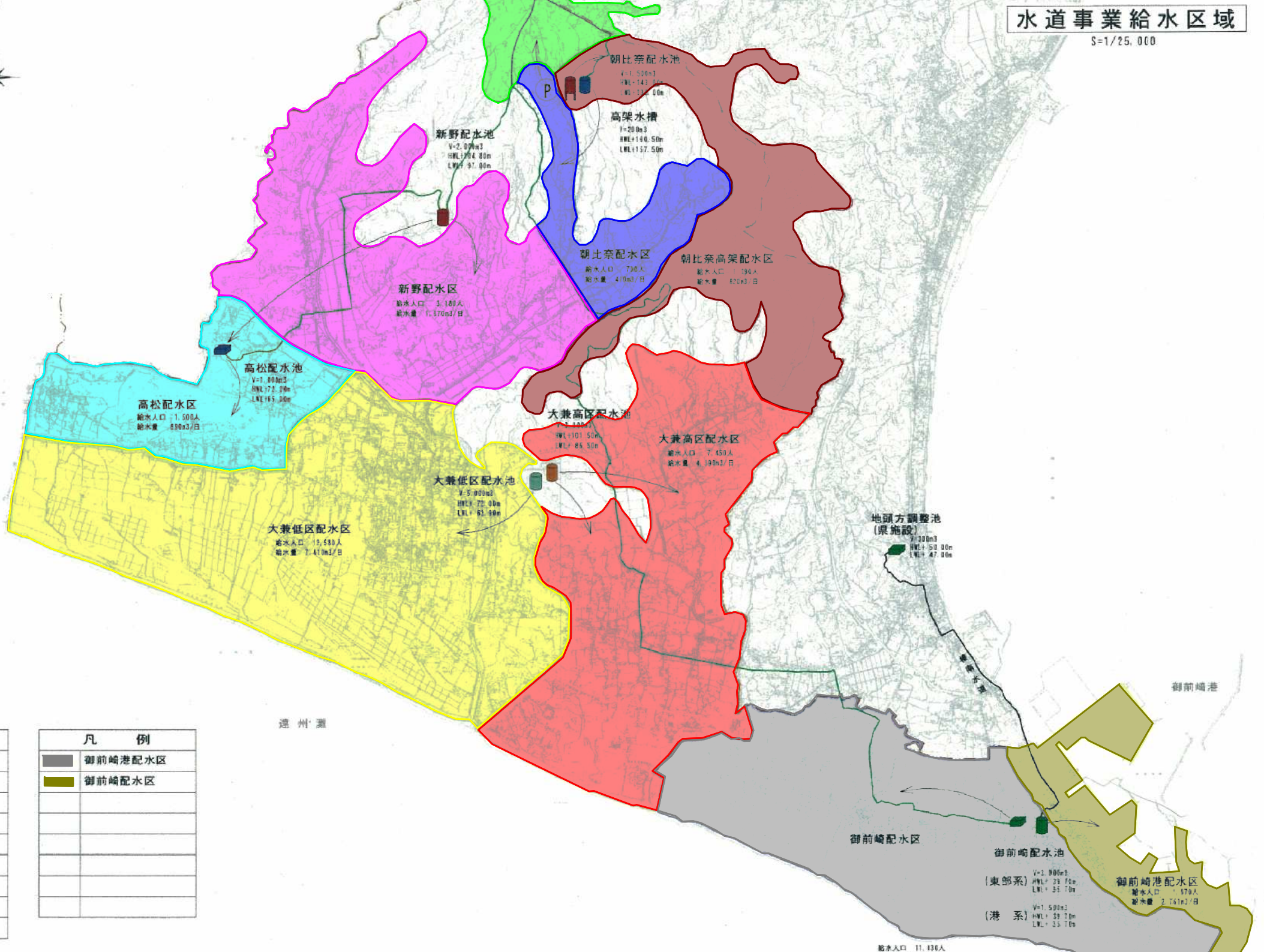
番号	事業主体名	15m ³ 使用
1	小山町	680
2	長泉町	860
3	沼津市	1,035
4	焼津市	1,265
5	伊豆の国市	1,303
6	富士宮市	1,320
7	富士市	1,419
8	西伊豆町	1,540
9	三島市	1,565
10	浜松市	1,628
11	吉田町	1,652
12	函南町	1,675
13	森町	1,683
14	御前崎市	1,705
15	御殿場市	1,705
16	裾野市	1,732
17	藤枝市	1,760
18	伊東市	1,768
19	袋井市	1,834
20	島田市	1,901
21	下田市	1,908
22	松崎町	1,922
23	河津町	1,925
24	熱海市	1,935
25	磐田市	1,961
26	静岡市	2,018
27	湖西市	2,062
28	伊豆市	2,110
29	東伊豆町	2,139
30	掛川市	2,383
31	南伊豆町	2,640
32	菊川市	2,650
33	牧之原市	2,722

番号	事業主体名	20m ³ 使用
1	小山町	1,130
2	長泉町	1,150
3	伊豆の国市	1,584
4	沼津市	1,610
5	焼津市	1,782
6	富士宮市	1,815
7	富士市	1,859
8	西伊豆町	2,090
9	浜松市	2,156
10	森町	2,178
11	三島市	2,190
12	吉田町	2,244
13	函南町	2,310
14	御殿場市	2,360
15	御前崎市	2,420
16	藤枝市	2,464
17	裾野市	2,475
18	伊東市	2,500
19	島田市	2,545
20	磐田市	2,582
21	伊豆市	2,595
22	静岡市	2,607
23	熱海市	2,615
24	袋井市	2,626
25	松崎町	2,632
26	河津町	2,640
27	下田市	2,651
28	湖西市	2,750
29	東伊豆町	2,849
30	掛川市	3,299
31	南伊豆町	3,630
32	菊川市	3,645
33	牧之原市	3,685

番号	事業主体名	100m ³ 使用
1	伊豆の国市	7,612
2	小山町	8,330
3	森町	10,098
4	長泉町	10,340
5	伊豆市	10,355
6	沼津市	10,810
7	富士市	11,044
8	富士宮市	11,275
9	吉田町	11,494
10	焼津市	12,672
11	島田市	12,849
12	西伊豆町	13,530
13	三島市	13,788
14	御前崎市	13,860
15	函南町	14,080
16	御殿場市	14,245
17	裾野市	14,355
18	藤枝市	15,158
19	熱海市	15,245
20	東伊豆町	15,356
21	湖西市	15,812
22	静岡市	16,368
23	磐田市	16,508
24	袋井市	16,618
25	下田市	16,826
26	河津町	17,050
27	松崎町	17,162
28	伊東市	17,427
29	浜松市	17,578
30	牧之原市	19,772
31	掛川市	19,941
32	菊川市	21,239
33	南伊豆町	24,090

水道事業給水区域

S=1/25,000



連州湖

御前崎港

凡 例	
	御前崎港配水区
	御前崎配水区

御前崎市下水道事業について

市民生活部 上下水道課
(下水道事業)

下水道事業について

1 経過

御前崎市の下水道事業は、池新田地区が公共下水道事業として平成3年度に、高松地区が特定環境保全公共下水道事業として平成6年度に事業着手し、以後、事業計画の変更を順次行い下水道事業を進め、現在に至っている。

農業集落排水事業については、昭和63年に佐倉地区の一部を事業着手し、その後、忍沢処理区、下朝比奈処理区、上朝比奈処理区、比木処理区、新野処理区の6処理区に順次着手し、平成18年度には全区域の整備が完了した。

今後は、公共下水道事業区域の池新田浄化センター及び高松浄化センターと、農業集落排水事業の6処理施設の統合を含めた効率的・経済的な管理に努めていくことが重要な課題となる。

公共下水道事業の状況

処理区	事業着手	事業完了	計画下水量 (日平均)	計画処理人口	管路延長	施設整備率	世帯共用率
池新田処理区	平成3年度	令和4年度 (予定)	4,900m ³	11,700人	93km	100%	89.9%
高松処理区	平成6年度	令和4年度 (予定)	1,600m ³	2,850人	39km	100%	89.7%

農業集落排水事業の状況

処理区	事業着手	事業完了	計画下水量 (日平均)	計画処理人口	管路延長	施設整備率	世帯共用率
佐倉処理区	昭和63年度	平成4年度	411m ³	1,520人	11km	100%	96.6%
忍沢処理区	平成元年度	平成5年度	950m ³	3,520人	19km	100%	98.3%
下朝比奈処理区	平成3年度	平成7年度	424m ³	1,570人	17km	100%	97.5%
上朝比奈処理区	平成6年度	平成14年度	524m ³	1,940人	24km	100%	98.2%
比木処理区	平成7年度	平成17年度	643m ³	2,380人	36km	100%	92.3%
新野処理区	平成10年度	平成18年度	594m ³	2,200人	25km	100%	90.9%

2 下水道経営の現状

1) 公共下水道事業

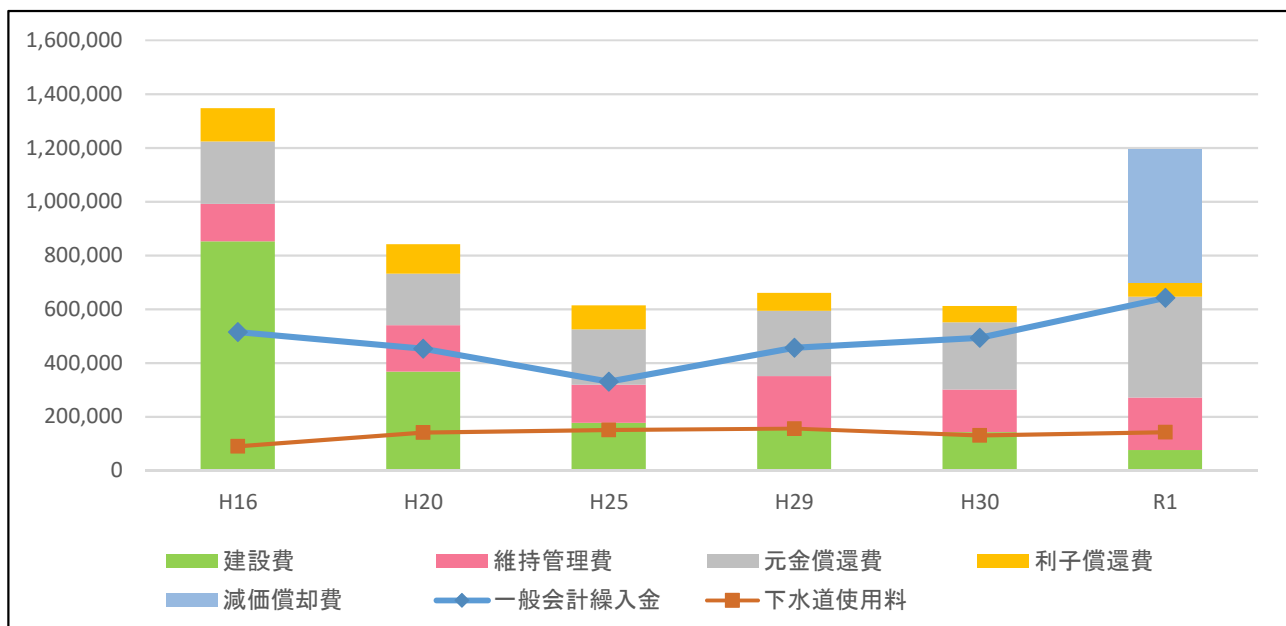
令和元年度末までに、事業費として約228億円(公共:134億円、特環:94億円)が投資され、整備率が100%、汚水整備管路延長133kmに達しています。

平成16年度の下水道使用料が令和元年度には約1.6倍と増加していますが、利用者数増加に伴い処理施設等の維持管理費用も約1.4倍に増加しています。令和元年度において、施設の維持管理費及び借入金の償還費に対して、下水道使用料が占める割合が22.9%とまだまだ低い状況にあります。また平成21年度をもって池新田浄化センターの増設工事も終了し、ほぼ整備事業は終了しましたが、今後は施設更新工事及び地震対策事業を実施していくため、建設費及び起債償還費も現状と変わらず推移していくと思われます。

単位:千円(税抜き)

		H16	H20	H25	H29	H30	R1
収 入	下水道使用料	90,269	141,611	151,451	156,413	130,904	142,815
	負担金	27,500	19,540	5,270	4,030	2,600	4,700
	国庫補助金	326,200	133,400	64,400	45,000	70,900	7,000
	一般会計繰入金	515,868	453,410	330,956	456,784	494,089	642,230
	借入金	219,000	90,900	45,900	0	38,300	26,100
	その他	254,831	6,970	23,691	2,897	235	362,003
	合計	1,433,668	845,831	621,668	665,124	737,028	1,184,848
支 出	建設費	852,557	367,438	177,174	153,522	143,313	75,748
	維持管理費	139,071	172,988	141,596	197,215	158,256	194,974
	元金償還費	231,605	191,351	206,119	242,758	249,626	375,051
	利子償還費	123,836	109,677	88,873	66,698	60,524	54,164
	減価償却費	0	0	0	0	0	495,513
	合計	1,347,069	841,454	613,762	660,193	611,719	1,195,450
収 支		86,599	4,377	7,906	4,931	125,309	△ 10,602

※令和元年度より地方公営企業法を適用



2)農業集落排水事業

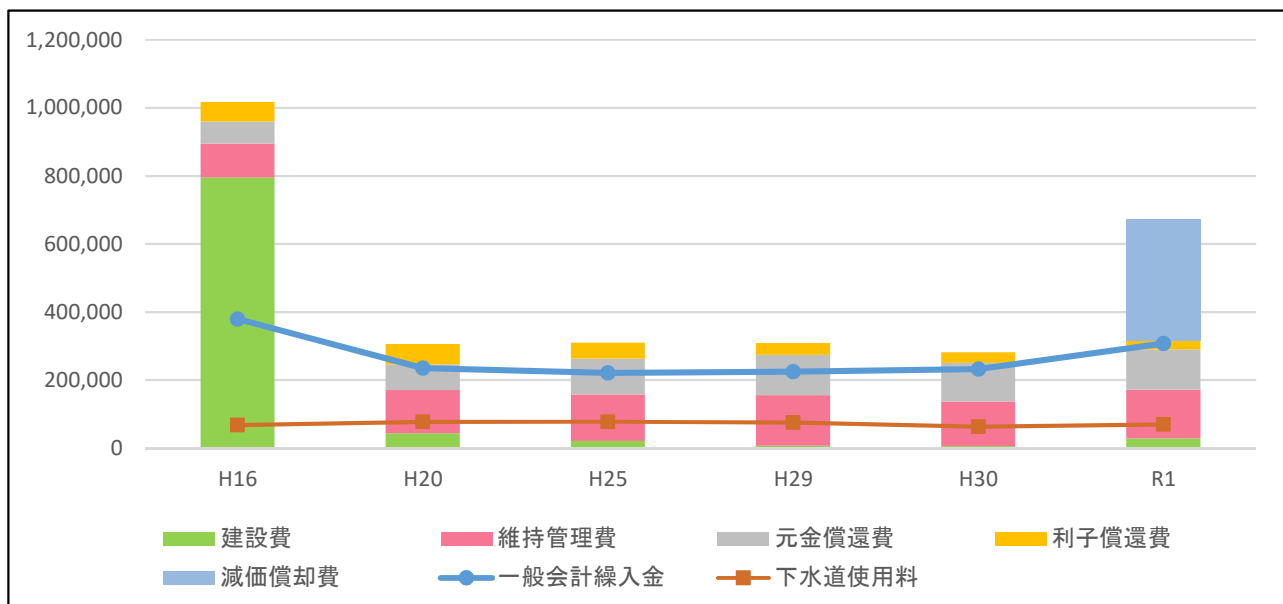
令和元年度末までに、事業費として約198億円が投資され、整備率が100%、汚水整備管路延長133kmに達しています。

平成16年度の下水道使用料が令和元年度には約1.1倍と増加していますが、利用者数増加に伴い処理施設等の維持管理費用も約1.4倍に増加しています。令和元年度において、施設の維持管理費及び借入金の償還費に対して、下水道使用料が占める割合が24.2%とまだまだ低い状況にあります。また、6処理施設の整備事業は完了していますが、供用開始から既に10年以上経過しており、今後は施設の更新工事を実施していくため、建設費及び起債償還費も現状と変わらず推移していくと思われます。

単位：千円(税抜き)

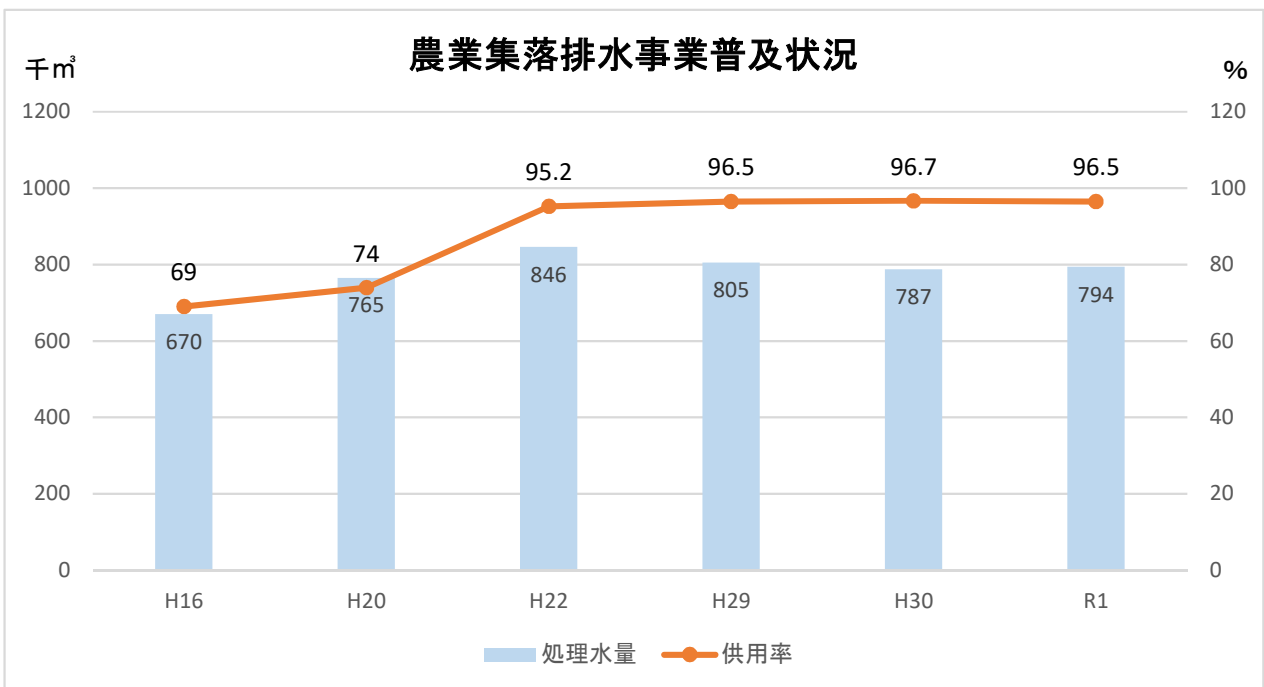
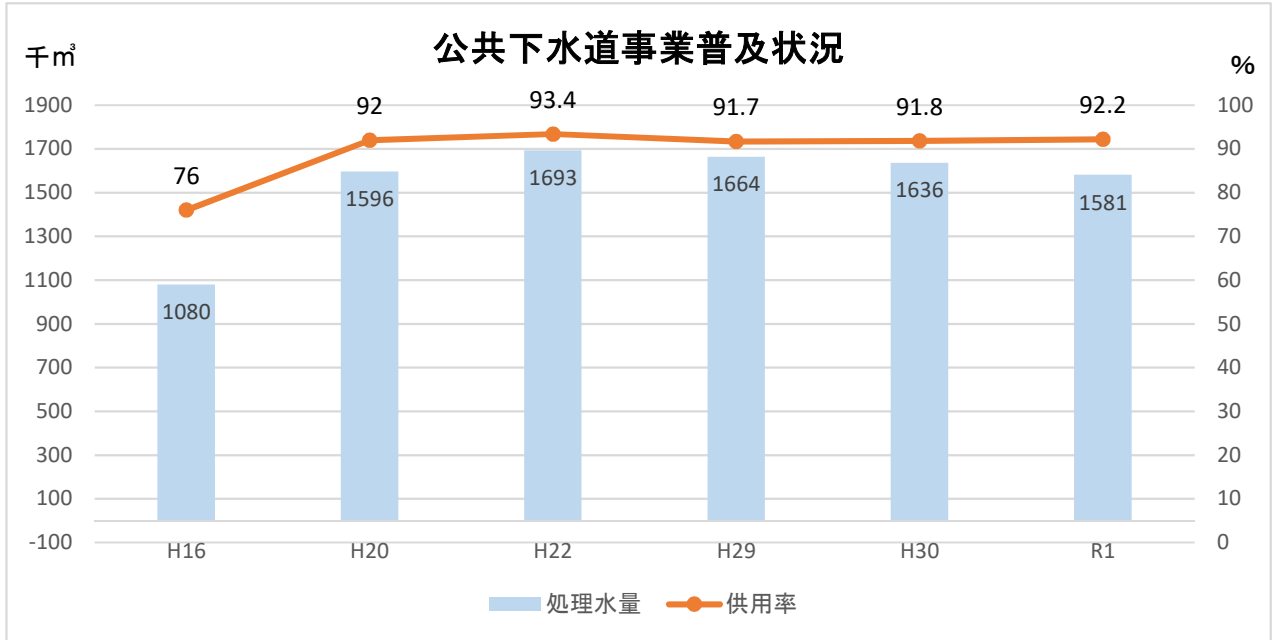
		H16	H20	H25	H29	H30	R1
収入	下水道使用料	67,368	76,635	77,299	75,425	63,056	69,788
	負担金	24,119	11,885	1,300	2,100	1,900	1,400
	国庫補助金	308,050	0	1,500	0	0	0
	一般会計繰入金	379,603	234,779	221,131	224,930	231,988	307,518
	借入金	145,000	0	0	0	0	0
	その他	50,821	6,147	12,346	4,790	4,847	299,572
	合計	974,961	329,446	313,576	307,245	301,791	678,278
支出	建設費	795,360	42,851	20,878	6,200	5,749	28,337
	維持管理費	99,196	127,367	135,823	148,799	130,442	143,301
	元金償還費	65,028	75,227	106,064	119,192	114,241	117,860
	利子償還費	57,572	60,074	47,093	33,964	30,405	26,786
	減価償却費	0	0	0	0	0	356,628
	合計	1,017,156	305,519	309,858	308,155	280,837	672,912
収 支	△ 42,195	23,927	3,718	△ 910	20,954	5,366	

※令和元年度より地方公営企業法を適用



3 近年の下水道普及状況

公共下水道事業及び農業集落排水事業ともに、整備はほぼ完了したため供用率については、近年は横ばい状態となっている。今後についても、大幅な伸びは無いと予測される。



4 下水道料金体系

下水道使用料は、家庭で使用する水道量によって計算され、施設の維持管理費や建設のため借り入れた額(地方債)の償還にあてられます。

御前崎市の場合、使用した水道量が2箇月当り20m³までで1,760円を基本料金として徴収しており、超過料金として1m³当り定額88円の料金体系としています。

下記に御前崎市及び近隣の市町の料金体系を示します。

2ヵ月当り(消費税込)

市町名	基本汚水量 (m ³)	基本料金 (円)	体系	使用水量別料金比較 (円)				備考
				40m ³	60m ³	100m ³	200m ³	
御前崎市	20	1,760	定額制	3,520	5,280	8,800	17,600	
菊川市	16	2,112	従量制	5,280	7,920	13,200	27,500	
掛川市	16	1,980	従量制	5,676	8,976	16,016	33,616	
袋井市	16	1,320	従量制	4,039	6,558	12,102	27,282	
磐田市 磐南処理区	16	1,780	従量制	4,524	7,268	13,260	29,498	
磐田市 敷地地区	16	2,220	従量制	5,202	8,144	14,532	31,760	
吉田町	20	2,002	従量制	4,004	6,006	10,010	21,010	

※ 従量制とは、排出する下水の量に応じて使用料を算定するもの

例: 菊川市の場合

基本使用料	0～16m ³ まで	2,112円
従量使用料	16m ³ を超え100m ³ まで	132円
(1m ³ につき)	100m ³ を超え200m ³ まで	143円
	200m ³ を超えるもの	154円

県内各市町の水量別料金比較表（1月当たり） R2.3月末

単位：円（税抜）

番号	事業主体名	10m ³ 使用
1	長泉町	700
2	富士宮市	770
3	三島市	800
4	御前崎市	800
5	伊東市	800
6	袋井市	806
7	磐田市	856
8	裾野市	900
9	吉田町	910
10	清水町	975
11	小山町	1,000
12	函南町	1,000
13	藤枝市	1,000
14	下田市	1,000
15	森町	1,000
16	南伊豆町	1,000
17	湖西市	1,020
18	焼津市	1,028
19	伊豆の国市	1,050
20	御殿場市	1,170
21	島田市	1,177
22	掛川市	1,180
23	菊川市	1,200
24	沼津市	1,250
25	静岡市	1,275
26	富士市	1,300
27	伊豆市	1,400
28	浜松市	1,510
29	熱海市	2,570

番号	事業主体名	15m ³ 使用
1	長泉町	1,100
2	御前崎市	1,200
3	三島市	1,260
4	富士宮市	1,270
5	伊東市	1,275
6	袋井市	1,321
7	吉田町	1,365
8	裾野市	1,400
9	磐田市	1,456
10	小山町	1,500
11	函南町	1,500
12	森町	1,500
13	焼津市	1,543
14	藤枝市	1,550
15	南伊豆町	1,550
16	湖西市	1,570
17	伊豆の国市	1,575
18	下田市	1,600
19	清水町	1,650
20	御殿場市	1,755
21	島田市	1,772
22	菊川市	1,800
23	富士市	1,850
24	掛川市	1,880
25	静岡市	1,900
26	沼津市	1,925
27	伊豆市	1,940
28	浜松市	2,095
29	熱海市	2,690

番号	事業主体名	20m ³ 使用
1	長泉町	1,500
2	御前崎市	1,600
3	三島市	1,720
4	伊東市	1,750
5	富士宮市	1,770
6	吉田町	1,820
7	袋井市	1,836
8	裾野市	1,900
9	小山町	2,000
10	函南町	2,000
11	森町	2,000
12	磐田市	2,057
13	焼津市	2,058
14	伊豆の国市	2,100
15	藤枝市	2,100
16	南伊豆町	2,100
17	湖西市	2,120
18	下田市	2,200
19	清水町	2,325
20	御殿場市	2,340
21	島田市	2,367
22	富士市	2,400
23	菊川市	2,400
24	伊豆市	2,480
25	静岡市	2,525
26	掛川市	2,580
27	沼津市	2,600
28	浜松市	2,680
29	熱海市	2,810

番号	事業主体名	100m ³ 使用
1	御前崎市	8,000
2	長泉町	9,400
3	伊東市	9,400
4	吉田町	9,550
5	函南町	10,000
6	焼津市	10,298
7	伊豆の国市	10,500
8	森町	10,600
9	裾野市	11,100
10	伊豆市	11,120
11	南伊豆町	11,400
12	三島市	11,500
13	小山町	11,780
14	湖西市	11,920
15	富士宮市	11,930
16	菊川市	12,000
17	島田市	12,287
18	袋井市	12,401
19	藤枝市	12,600
20	御殿場市	13,090
21	下田市	13,100
22	磐田市	13,408
23	熱海市	13,530
24	富士市	13,600
25	沼津市	14,170
26	清水町	15,125
27	掛川市	15,280
28	浜松市	15,300
29	静岡市	15,925

御前崎市全圖



農業者排水区域

上野地区

中野地区

下野地区

下野地区

公共下水道区域

下野地区

下野地区

下野地区

下野地区

浄化槽整備区域

